

令和 6 年度障害者総合福祉推進事業(概要)

◆障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究◆

(PwC コンサルティング合同会社)

障害者支援施設は、地域移行を推進することや、強度行動障害者・医療的ケアが必要な者等への専門的な支援を行うこと、看取りを行うことなど様々な役割があるが、今後、更なる地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて求められている。

上述の背景を踏まえ、本調査研究は、今後、国が立ち上げる障害者支援施設の在り方に係る検討会に向けた材料を整理するため、検討委員会及び協力団体から意見収集を行うとともに、実態調査(アンケート及びヒアリング)を通じて把握した情報を整理することを目的として実施する。

●報告書等

[報告書](#)

[事例集](#)

◆障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルの作成に関する調査研究◆

(PwC コンサルティング合同会社)

厚生労働省では、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的として、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成 29 年 3 月 31 日)を策定し、令和 6 年度報酬改定において、すべての障害者支援施設の入所者に対して地域移行等の意向の確認をすることを令和 6 年度から努力義務化、令和 8 年度からは義務化することとしている。しかしながら、先行研究等によると、障害者支援施設における地域移行等の意向確認についての実施状況及び実際の支援方法は、施設によってさまざまな状況であることが分かっている。

上述の背景を踏まえ、本調査研究は、令和 8 年度から障害者支援施設の入所者の地域移行等の意向確認が義務化されることを踏まえ、障害者支援施設における地域移行等の意向確認の取組に、より実効性を持たせるため、地域移行等の意向確認についてのマニュアルを作成することを目的として実施する。

●報告書等

[報告書](#)

[マニュアル](#)

◆障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業◆

(政策基礎研究所)

【背景と目的】

規制改革実施計画(令和5年6月閣議決定)「障害福祉分野における手続負担の軽減(ローカルルールの見直し等)」および令和6年度規制改革実施計画「介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等」を踏まえ、指定申請、加算届出等にかかる標準様式の利用状況や意見聴取とそれに基づく修正案の作成、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けた調査、地方公共団体ごとのローカルルールに関する調査、手続き負担軽減に係る取組み状況や好取組事例に係る調査を行い、手続き負担の軽減に向けた取り組みに活かすことを目的として実施した。

【対象と方法】

指定申請、加算届出等の標準様式の利用状況や、電子的な申請・届出のシステム整備に向けた状況や課題、手続き負担のための工夫の実施や好事例を収集するために、全国の都道府県・政令市・中核市を対象とした書面調査およびヒアリング調査を行なった。加えて、手続等に係る地方公共団体による独自ルールの有無・内容の把握のために、全国の障害福祉サービス事業所、児童福祉サービス事業所を対象としてアンケート調査およびヒアリング調査を実施した。さらに、事業者要望窓口における要望内容を整理した。遂行にあたっては検討委員会を設置し、適宜意見聴取等を行った。

【結果と考察】

本調査の結果、指定申請関係の様式については、回答自治体の6～7割が使用していない状態であり、一方、加算届出関係の様式では、6～8割強が変更を加えず使用している状態であったが、いずれも、入れ替え対応が間に合っていないケースが多かった。

システム導入時に想定される課題としては、書類不備等の場合の対応や事業所への説明・対応困難な事業所が発生すること、問い合わせへの対応、現在導入しているシステムや方法(ローカルルール等)との軋轢に関する意見等があがった。それに対して、求める機能として、エラーチェック・アラート機能や、事業所管理台帳システム等他のシステムとの連携、ガイド・サポートデスクの設置等があがった。

ローカルルールに関して、特に、契約内容報告については、報告書の形式で行うことへの必要性に対する疑義が呈された。障害福祉サービス受給者証については、自治体毎に様式や手続きが異なることや、審査・発行までの期間の違いに関する意見が多くみられたほか、電子化への期待の声もあった。実務経験証明書については、人材確保の観点から運用の改善が求められる一方で、真正性の担保についての課題も指摘された。

●報告書等

[報告書](#)

◆共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究◆

(PwC コンサルティング合同会社)

近年、共同生活援助における営利法人の参入に伴い支援の質に課題のある事業者が散見され、サービスの質の確保が喫緊の課題となっているが、障害福祉サービスの共同生活援助事業所においては、介護保険制度のように新たに指定を受ける事業所を対象とした研修受講が義務付けられておらず、令和 5 年度の調査研究によると実際に事業所の指定前に事業者向けの研修を行っている自治体は約 1 割程度となっている。

また、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームでは、「共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和 6 年度以降検討する」と示されているところである。

上述の背景を踏まえ、本調査研究は、共同生活援助事業者の支援の質の担保・向上を図るため、共同生活援助の支援に関するガイドラインを策定して共同生活援助の制度趣旨・目的・実施すべき支援内容等を規定すること及び共同生活援助の開設者・管理者・従事者に対する開設前の研修カリキュラム案を策定することを目的として実施する。

報告書等

[報告書](#)

[ガイドライン\(案\)](#)

[ガイドライン\(案\)\(付録\)](#)

[研修カリキュラム\(案\)](#)

概要

【事業目的】

近年、共同生活援助において、営利法人の参入の拡大に伴いサービスを提供する事業所数が増加する中、障害福祉サービスの実績や経験が乏しい事業者が散見され、サービスの質の確保が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームの改定の基本的な方向性の取りまとめにおいて、共同生活援助における支援の質の確保について、「共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する」ことが盛り込まれた。

既に、介護保険サービスでは、事業者のサービスの質の確保を目的に、グループホーム（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）を含む認知症対応型サービス事業所を新たに開設する事業者の代表者や管理者等に対して、地方自治体が実施する研修を受講することが義務付けられている。しかし、障害福祉サービスの共同生活援助では、こうした研修制度が確立されておらず、令和5年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究」（PwC コンサルティング合同会社）において実施した調査では、指定前に事業者の代表者・管理者等を対象にした研修を実施している地方自治体は約10%にとどまった。

以上の背景のもと、共同生活援助における支援の在り方を示すガイドライン案（以下、「ガイドライン案」という。）及び共同生活援助の開設者・管理者等に対する事業所開設前の研修のカリキュラム案（以下「研修カリキュラム案」という。）を作成することを目的に本事業を実施した。

【実施方法】

学識者・支援現場の有識者・地方自治体職員等で構成する検討委員会を組成し、5回にわたって議論を行った。

また、ガイドライン案及び研修カリキュラム案の作成の基礎資料とするため、次の質問紙調査及びヒアリング調査を行った。

1. 共同生活援助事業所に対する質問紙調査
2. 共同生活援助利用者に対する質問紙調査

3. 共同生活援助利用者に対するヒアリング調査
4. 地方自治体に対するヒアリング調査

【実施結果】

全5回にわたる検討委員会での議論及び各種調査結果を踏まえ、ガイドライン案及び研修カリキュラム案を作成した。

また、研修カリキュラム案の作成するための議論の過程で委員から挙げた、研修の実施方法や運営の在り方等に関する意見について、考察として本報告書に掲載した。

1. 事業目的と実施方法

本章では、本事業の背景・目的及び事業の実施方法について記載する。

(1) 背景

近年、共同生活援助において、営利法人の参入の拡大に伴いサービスを提供する事業所数が増加する中、障害福祉サービスの実績や経験が乏しい事業者が散見され、社会保障審議会障害者部会において、「グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される」（障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書（令和4年6月13日））と指摘されており、共同生活援助事業所における支援の質の確保が喫緊の課題となっている。

また、支援の質を確保するためには、事業所の開設前に、事業所の代表者・管理者等に対する研修等を実施することが有効であると考えられる。

介護保険サービスでは、事業者の支援の質の確保を目的に、グループホーム（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）を含む認知症対応型サービス事業所を新たに開設する事業者の代表者や管理者等に対して、地方自治体が実施する研修を受講することが義務付けられている。

一方、障害福祉サービスではこうした研修制度が確立されておらず、令和5年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究」（PwC コンサルティング合同会社）において実施した調査では、指定前に事業者の代表者・管理者等を対象にした研修を実施している障害福祉サービスの指定権者である地方自治体は約10%にとどまった。

こうした状況を踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームでは、共同生活援助事業所における支援の質の確保について、「共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する」ことが検討の方向性として盛り込まれた。

(2) 目的

(1) の背景を踏まえ、次の事項を目的として本事業を実施した。

- ・ 共同生活援助における運営や支援の在り方を示すガイドライン案を作成すること
- ・ 共同生活援助の開設者・管理者等に対する事業所開設前の研修のカリキュラム案を作成すること

(3) 事業概要及び実施方法

(2) の目的を達成するために、図表 1 の調査を実施した。調査結果を踏まえ、検討委員会においてガイドライン案及び研修カリキュラム案に規定する内容を議論した。

図表 1 本事業の事業概要及び実施方法

	事業概要及び実施方法
① 共同生活援助事業者に対する質問紙調査	- 全ての指定共同生活援助事業所を対象に、利用者への日常生活に係る支援の方法を決めるに当たり、どのように利用者の意向を反映しているか等に関する質問紙調査を行った。 - 厚生労働省及び指定権者の地方自治体（都道府県、指定都市、中核市）を通して、調査への協力依頼及び Web 形式の調査票を配付した。
② 共同生活援助利用者に対する質問紙調査	- 共同生活援助利用者を対象に、日常生活に係る支援について、利用者の意向を反映してもらっているか等に関する調査を行った。 - 回答に当たって利用者本人の主体性を担保するため、共同生活援助事業所を通じて利用者へ調査票等を配布せず、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員を通じて利用者へ配付した。具体的には、厚生労働省及び指定権者の地方自治体（都道府県、指定都市、中核市）を通して、指定特定相談支援事業所へ調査への協力依頼及び Web 形式の調査票を配布し、モニタリング等の共同生活援助利用者と面談する機会に、利用者へ調査への協力依頼及び調査票を配付いただいた。回答に当たって文字の読上げ等が必要な利用者については、相談支援専門員に補助していただくことを前提とした。
③ 共同生活援助利用者に対するヒアリング調査	②の共同生活援助利用者に対する質問紙調査に回答することが困難であると想定される、障害支援区分が高い利用者を対象に、日常生活に係る支援について、利用者の意向を反映してもらっているか等に関するヒアリング調査を実施した。
④ 地方自治体に対するヒアリング調査	指定権者である 5 つの地方自治体（都道府県 2 団体、指定都市 2 団体、中核市 1 団体）を対象に、共同生活援助事業所の支援の質の課題、共同生活援助事業所の開設者・管理者等に対する開設前研修に盛り込むべき内容及び研修の実施に係る課題等に関するヒアリング調査を行った。

(4) 検討委員会

学識者・支援現場の有識者・地方自治体職員等で構成する検討委員会を組成し、調査結果を踏まえてガイドライン案及び研修カリキュラム案に規定する内容に関する議論を行った。

① 検討委員会・事務局体制

検討委員会委員は図表2のとおりである。なお、座長には曾根氏が就任した。

図表 2 検討委員会委員

氏名	所属
阿部 一彦	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 会長
荒井 隆一	日本グループホーム学会 代表
飯山 和弘	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
伊藤 佳世子	社会福祉法人りべるたす 理事長
岩上 洋一	社会福祉法人じりつ 理事長
岡部 正文	社会福祉法人ソラティオ 理事長
小澤 温	筑波大学 人間総合科学学術 教授
片桐 公彦	社会福祉法人みんなでいきる 理事
金丸 博一	NPO 法人日本相談支援専門員協会 副代表理事
嘉山 仁	一般社団法人全国介護事業者連盟
鷹野 雪保	堺市健康福祉局障害福祉部長
久木元 司	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 政策委員会委員長
佐々木 桃子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
白江 浩	全国身体障害者施設協議会 会長
曾根 直樹	日本社会事業大学 教授
高木 憲司	和洋女子大学 准教授
水流 源彦	社会福祉法人ゆうかり 理事長
道躰 正成	神奈川県福祉子ども未来局参事監
中村 考一	認知症介護研究・研修東京センター 研修部長
林 晃弘	社会福祉法人フラット 理事長
松村 真美	社会福祉法人南高愛隣会 常務理事

(五十音順、敬称略)

検討委員会オブザーバー及び事業事務局の体制は図表 3 及び図表 4 のとおりである。

図表 3 検討委員会オブザーバー

氏名	所属
今井 貴士	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 室長補佐
松崎 貴之	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 虐待防止対策専門官、障害福祉専門官（知的障害福祉担当）
金川 洋輔	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 地域移行支援専門官、障害福祉専門官（精神障害福祉担当）

図表 4 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
当新 卓也	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
水谷 祐樹	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
内海 裕子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

② 検討委員会の実施状況

検討委員会の実施状況は図表 5 のとおりである。なお、会議はオンライン開催とした。

図表 5 検討委員会の実施状況

開催日	主な議題
第 1 回 令和 6 年 8 月 1 日	- 事業概要の説明 - ガイドライン案と研修カリキュラム案の作成の方向性の検討 - 共同生活援助事業所に対する質問紙調査、共同生活援助利用者に対する質問紙調査、共同生活援助利用者に対するヒアリング調査及び地方自治体に対するヒアリング調査の調査設計
第 2 回 令和 6 年 11 月 11 日	- 第一回検討会の意見の整理 - ガイドライン案の検討①
第 3 回 令和 6 年 12 月 18 日	ガイドライン案の検討②
第 4 回 令和 7 年 2 月 10 日	- 共同生活援助事業所に対する質問紙調査及び共同生活援助利用者に対する質問紙調査 調査結果 - ガイドライン案の検討③
第 5 回 令和 7 年 3 月 13 日	- 共同生活援助利用者に対するヒアリング調査及び地方自治体に対するヒアリング調査 調査結果 - ガイドライン案の検討④ - 研修カリキュラム案の検討